

労 審 発 第 693 号

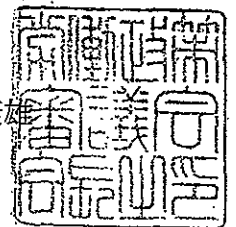
平成 25 年 3 月 25 日

厚 生 労 働 大 臣

田村 憲久 殿

労 働 政 策 審 議 会

会長 諏訪 康雄



平成 25 年 3 月 22 日付け厚生労働省発基安 0322 第 24 号をもって諮問のあった「電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

別紙

平成 25 年 3 月 25 日

労働政策審議会
会長 諏訪 康雄 殿

安全衛生分科会
分科会長 相澤 好治

「電離放射線障害防止規則等の一部を改正する省令案要綱」について

平成 25 年 3 月 22 日付け厚生労働省発基安 0322 第 24 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。